

関税暫定措置法施行令第二十五条第一項第一号イ及びロに規定する財務大臣が定める所得水準並びに  
関税暫定措置法第八条の二第一項に規定する特惠受益国等及び同条第三項に規定する特別特惠受益国  
の件

令和六年三月三十日財務省告示第八十九号

関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十五条第一項第一号イ及びロに規定する  
財務七項の規定に基づき、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の一第一項に規定す  
る大臣が定める所得水準を第一号のとおり告示するとともに、同令第二十五条第一項、第四項、第五項  
及び特惠受益及びロに規定する財務大臣が定り告示し、それぞれ令和六年四月一日から適用する。な  
お、関税暫定措置法施行令第二十五条第一項第一号に規定する特別特惠受益国を定めることとしたので、  
同令第二十五条第八項の規定に基づき、第二号のとお益国等、同条第二項に規定する同条第一項の規定  
による関税についての便益を与えない物品及び同条第三項める所得水準並びに関税暫定措置法第八条  
の二第一項に規定する特惠受益国等及び同条第三項に規定する特別特惠受益国を告示する件（令和五年  
財務省告示第八十七号）は、令和六年三月三十一日限り廃止する。

一 関税暫定措置法施行令（以下「令」という。）第二十五条第一項第一号イ及びロに規定する財務大  
臣が定める所得水準

令第二十五条第一項第一号イに規定する財務大臣が定める所得水準は、国際復興開発銀行が公表す  
る統計（以下「世銀統計」という。）において「高所得国」に該当する所得水準とし、同号ロに規定  
する財務大臣が定める所得水準は、世銀統計において「高中所得国」に該当する所得水準とする  
二 関税暫定措置法（以下「法」という。）第八条の二第一項に規定する特惠受益国等及び同条第三項  
に規定する特別特惠受益国の指定

(一) 令第二十五条第一項の規定に基づき、法第八条の二第一項に規定する特惠受益国等を、次のとお  
り指定する。

アゼルバイジャン、アフガニスタン、アルジェリア、アルゼンチン、アルバニア、アルメニア、アカ

ーボベルデ、ガイアナ、カザフスタン、ガボン、カメールーン、ガンビア、カンボジア、北マケドニ  
ン、エクアドル、エジプト、エスワティニ、エチオピア、エリトリア、エルサルバドル、ガーナ、コ

ンゴラ、イエメン、イラク、イラン、インド、インドネシア、ウガンダ、ウクライナ、ウズベキス  
タジンバブエ、スー丹、スリナム、サントメ・プリンシペ、ザンビア、シェラレオネ、ジブチ、ジ

ャマイカ、ジョージア、シリア、トジボワール、コスタリカ、コソボ、コモロ、コロンビア、コ

ンゴ共和国、コング民主共和国、サモア、ギニア、ギニアビサウ、キューバ、キリバス、キルギス、

グアテマラ、グレナダ、ケニア、コー、スリランカ、赤道ギニア、セネガル、セルビア、セントビ

ンセント、セントヘレナ及びその附属諸島地域、セントルシア、ソマリア、ソロモン、タジキスタン  
ニカ、ドミニカ共和国、トルクメニスタン、トルコ、トンガ、ナイジエリア、ナミビア、ニウエ、ニ

カラグア、ニジェール、ネパール、ハイチ、パキスタン、バヌアツ、パプアニューギニア、バラ  
グアイ、バングラデシュ、ベトナム、ベナン、ベネズエラ、ペラルーシ、ベリーズ、ラデシユ、東テ

イモール、フィジー、フィリピン、ブータン、ブルキナファソ、ブルンジ、米領サモペル、ボス  
ニア・ヘルツェゴビア、南アフリカ共和国、ミャンマー、モーリシャス、モーリタニア、ボツワ

ナ、ボリビア、ホンジュラス、マーシャル、マダガスカル、マラウイ、マリ、ミクロネシア、モザン  
ビーク、モルディブ、モルドバ、モロッコ、モンゴル、モンテネグロ、ヨルダン、ヨルダン川西岸  
及びガザ地域、ラオス、リビア、リベリア、ルワンダ、レソト並びにレバノン

(二) 令第二十五条第四項の表の第一項の規定に基づき、法第八条の二第二項に規定する同条第一項の  
規定による関税についての便益を与えない物品は、次の表のとおりとする。

項目名	特惠受益国等	物品	期間
(一) フィリピン	四四・一八	令和六年四月一日から	
(二) 南アフリカ共和国	一二一一・九〇五〇〇	令和九年三月三十一日まで	
	一二二二・九九九九〇		

(三) 令第二十五条第五項の規定に基づき、法第八条の二第三項に規定する特別特惠受益国を、次のと  
おり指定する。

アフガニスタン、アンゴラ、イエメン、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガンビア、カンボジア、ギニア、ギニアビサウ、キリバス、コモロ、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア、フリカ、ツバル、トーゴ、ニジェール、ネパール、ハイチ、バングラデシュ、東ティモール、ブルア、シエラレオネ、ジブチ、スーダン、セネガル、ソマリア、ソロモン、タンザニア、チャド、中央アフリカ、ブルンジ、ベナン、マダガスカル、マラウイ、マリ、ミャンマー、モーリタニア、モザンビーク、ラオス、リベリア、ルワンダ及びレソト

四 令第二十五条第七項第二号の規定に基づき、特別特恵受益国でなくなる国及び財務大臣が定める日は、次の表のとおりとする。

特別特恵受益国でなくなる国 ブータン	財務大臣が定める日 令和六年四月一日
-----------------------	-----------------------